行政法 令７－１３肢ウ

第１ 肢の結論

正しい

第２　行政行為の附款について，法律の根拠が必要か

１．問題の所在

行政行為の附款は，法律で規定された事項以外の内容を付加して，行政行為の効果を制限したり，特別な義務を課したりするものである。このような附款を付しえることが法律に明記されない場合でも，行政庁は附款を付すことができるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

法律が当該行政行為について裁量を認めている場合，その範囲内で附款を付すことができる。よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，国民に権利義務を課すには，法律の根拠が必要である（法律による行政）。

そして，国民は，附款が付されることにより，行政行為の効果を制限されたり，特別な義務を課される。このように，国民の権利義務に影響がでるため，附款にも法律の根拠が必要とも思える。

しかし，不当である。仮に法律の根拠を必要とすると，柔軟な行政ができなくなる恐れがある。すなわち，附款は，行政の現場でケースを見て，設定されるものである。附款まで規定を要すると，法律で決めることが多すぎて，迅速な行政が行えなくなってしまうと考える。行政の活動が停滞は，国民にとって不利益である。

したがって，迅速に対応できるように附款について法律の根拠を不要とする必要がある。

行政行為に法律の根拠を必要とした趣旨は，国民主権（前文，１条）の原理の下，行政行為の濫用を防止するためである。そして，法律の根拠を必要とするのは，新たに，国民の権利義務を制限する場合である。本件のように裁量がある場合，その範囲内であれば，法律で認められた行政行為に附随して行われる附款については，附款による新たな権利義務の制約はない。いわば，附款の制約分も合わせて，法律で制限が予定されたものの範囲とみなすことができる。

よって，附款について，個別に法律の根拠は不要と解するのが相当である。

以上